

# 国民年金

## 1. 国民年金制度

国民年金制度は、老齢、障害、死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを防ぎ、健全な国民生活の維持、向上に役立つことを目的としています。そのため、国民の老齢、障害、死亡といった事由に際して必要な基礎年金等の支給を行うものです。

### (1) 国民年金の被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての方が国民年金の被保険者となります。

#### ①被保険者種別

- 第1号被保険者 日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方で第2、第3号被保険者に該当しない自営業者等（学生も含む）
- 第2号被保険者 厚生年金の被保険者（会社員・公務員）
- 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）

#### ②任意加入制度

- ・日本国内に住む厚生年金に加入していない60歳以上65歳未満の方で、満額の年金が受けられない方など
- ・国外に住む20歳以上65歳未満の日本国籍を有する方
- ・昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳になっても年金受給資格期間が足りない方は、70歳までの間に資格を満たすまで加入できます

#### ③保険料

- 定額保険料 月額 16,520円（令和5年度）
- 付加保険料 月額 400円

※ 第1号被保険者ならびに任意加入被保険者は、申出により定額保険料を納付する際にあわせて付加保険料を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。ただし、国民年金基金の加入者は、国民年金基金が付加保険料を取り入れた制度となっているため、付加保険料を納めることはできません。

#### ④納付方法別の割引額比較

納付方法	割引額			口座振替, クレジットカード前納申請期限
	口座振替	クレジットカード	現金納付	
通常の納付(翌月末振替・納付)	0円	0円	0円	—
早割(当月末振替)	50円	—	—	—※
6ヶ月前納(4月～9月)	1,130円	810円	810円	2月末
6ヶ月前納(10月～翌年3月)				8月末
1年前納(4月～翌年3月)	4,150円	3,520円	3,520円	2月末
2年前納(4月～翌々年3月)	16,100円	14,830円	14,830円	2月末

※早割は随時受付。ただし、振替開始月は金融機関との調整等により異なります。

※決裁アプリを使用した電子（キャッシュレス）決済で納めることもできます。

(2) 保険料の免除・猶予制度

経済的に保険料を納めるのが困難な場合のために「法定免除」と「申請免除」の2種類の免除制度があります。

① 法定免除

生活保護法による生活扶助及び障害年金等を受けている第1号被保険者は、届出により保険料が全額免除されます。免除を受けた期間の老齢基礎年金は、国庫負担分だけになり、本来の基礎年金額の2分の1になります。

法定免除に該当した場合でも将来受け取る年金の確保のため、保険料の納付や前納をすることができます。

② 申請免除（一般免除）

第1号被保険者の方で、本人・配偶者・世帯主の前年所得（1月から6月までに申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合などにより保険料を納めることが困難な場合は、申請をし、承認されると保険料の納付が免除になります。

免除される額は、「全額」、「4分の3」、「半額」、「4分の1」の4種類があります。

免除された期間は、全額納付と比較し、全額免除の場合は、受け取る年金額が2分の1、4分の3免除の場合は、受け取る年金額が8分の5、半額免除の場合は、受け取る年金額が4分の3、4分の1免除の場合は、受け取る年金額が8分の7として計算されます。

免除の区分	免除の対象となる所得基準等 (前年の所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること)	
	親族扶養なし	親族扶養あり
全額	67万円	(扶養親族数+1)×35万円+32万円
4分の3	88万円	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額	128万円	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1	168万円	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

③ 納付猶予制度

50歳未満の第1号被保険者（学生を除く）の方で、本人と配偶者の前年所得（1月から6月までに申請する場合は前々年所得）が一定額以下の場合、申請（納付猶予）をし、承認されると保険料の納付が猶予されます。

猶予の対象となる所得基準等	親族扶養なし	親族扶養あり
	67万円	(扶養親族数+1)×35万円+32万円

④ 学生納付特例

20歳以上の大学(大学院)や専門学校等に通う学生（夜間、定時制を含む）の方で、本人の前年所得が一定額以下のとき、申請（学生納付特例）をし、承認されると保険料の納付が猶予されます。

対象者	所得基準
20歳以上の学生 (一部対象外の学校があります)	本人の前年中の所得が128万円以下 (本人に扶養親族がない場合)

⑤ 臨時特例

ア. 災害

震災・風水害・火災その他これに類する災害を受けた被災者は、被保険者の所有する住宅、家財、その他の財産につき被害金額がその価格の概ね2分の1以上の損害を受けたときは、申請に基づき国民年金保険料が免除になります。

イ. 新型コロナウイルス感染症（※令和4年度申請をもって終了）

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、かつ、令和2年2月以降の所得等の状況からみて当年中の所得の見込が、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる場合は、申請に基づき国民年金保険料が免除になります。

【受付件数】

(令和5年3月31現在)

免除申請受付年度	災害	新型コロナウイルス感染症
平成30年度	3	0
令和元年度	5	0
令和2年度	4	54
令和3年度	3	37
令和4年度	2	41

⑥ 産前産後期間の免除

第1号被保険者の方で、出産日が平成31年2月1日以降の方は、申請すると、出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月間（多胎妊娠の場合は、3ヶ月前から6ヶ月間）の保険料が免除されます。

- ・出産とは、妊娠85日（4ヶ月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産を含みます）
- ・出産予定日の6ヶ月前から届出可能です。
- ・産前産後免除が承認された期間は、保険料の納付済期間としてみなされます。また、保険料が既に納付されている場合は、未納月へ充当または還付されます。
- ・産前産後免除が承認された期間も、申請により付加保険料を納付することができます。

※産前産後免除は、遡って申請することができます。

※②～⑤共通

申請日より2年1ヶ月前までの期間について、遡って申請することができます。また、免除等を受けた期間は年金受給資格期間として計算されます。なお、過去10年以内であれば免除等承認期間の保険料を後から納めること（追納）もできます。ただし、過去3年度以前の保険料を追納する場合、当時の保険料額に一定額が加算されます。

※③、④及び⑤の納付猶予・学生納付特例共通

受給資格期間として計算されますが、免除と違い、追納しないと年金額には反映されません。

## (3) 年金受給額

## ① 拠出年金

(令和5年4月1日現在)

区分	支給対象者 (※届出が必要)	年金の 種類	納付期間 納付要件等	年金額 (年額)	備考 (金額はすべて年額)
本人が 受ける 年金額	10年以上加入・ 納付して65歳 になったとき	老齢基礎 年金	10年～40年 未満の場合	$795,000 \text{円} \times \frac{A}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{月}}$	年金を受けるために必要な 期間は10年以上です。 Aとは(保険料を納めた月 数) + {保険料を免除した 月数(全額免除は2分の 1, 4分の3免除は8分の 5, 半額免除は4分の3, 4分の1免除は8分7)} を乗じた月数
			40年	795,000円	
		付加年金	第1号被保険者 期間 (月額400円)	200円×納付月数	
	重いケガや病気 で障害者になっ たとき	障害基礎 年金	初診日の属する 月の前々月まで の被保険者期間 のうち①未納期 間が3分の1未 満であること② または直近1年 間に未納がない こと	1級 993,750円 2級 795,000円	受給者に生計を維持され ている子(※)がいる場合  子の加算額 2人目まで (1人につき) 228,700円 3人目以降 (1人につき) 76,200円
遺族が 受ける 年金額	被保険者又は老 齢基礎年金の受 給資格期間(2 5年以上)を満 たした方が死亡 したとき、その 方によって生計 が維持されてい た子(※)のいる 配偶者または子	遺族基礎 年金	亡くなった日の 属する月の前々 月までの被保険 者期間のうち  ①未納期間が3 分の1未満であ ること または  ②直近1年間に 未納がないこと	配偶者が受ける年金の額 795,000円+子の加算額 子が1人のとき 1,023,700円 子が2人のとき 1,252,400円 子が3人のとき 1,328,600円 4人以上のとき 1人増すごとに 76,200円を加算	子が受ける年金の額 子が1人のとき 795,000円 子が2人のとき 1,023,700円 子が3人のとき 1,252,400円 4人以上のとき 1人増すごとに 76,200円を加算 ※上記の金額を子の数で 割った額が1人あたりの 額
遺族が 受ける 年金額	夫の死亡当時生 計維持関係にあ り、かつ、10 年以上継続した 婚姻期間がある 妻(事実上の婚 姻関係も含む)	寡婦年金	第1号被保険者 としての保険料 納付済期間(免 除期間を含む) が10年以上あ る夫が死亡した 場合	夫が受けるはずの老齢基礎 年金額の4分の3 (60歳から65歳に達 するまで支給)	死亡した夫が障害基礎年 金の受給権者だった場合 や老齢基礎年金の支給を 受けていたとき、または 死亡当時、妻が老齢基礎 年金の繰上げ支給を受け てきは支給不可

区分	支給対象者 (※届出が必要)	年金の 種類	納付期間 納付要件等	年金額 (年額)	備考 (金額はすべて年額)
遺族が受ける年金額	死亡者の遺族 (生計を同一に していた配偶 者, 子, 父母, 孫, 祖父母また は兄弟姉妹)	死亡一時 金	第1号被保険者 としての保険料 納付済期間等が 3年以上ある方 が, 老齢基礎年 金または障害基 礎年金のいずれ の支給も受けな いで死亡したと き	死亡月の前月までの第1 号被保険者(任意加入日 保険者を含む)としての 保険料納付済期間に応じ て120,000円~ 320,000円を支給 (付加保険料納付済期間 が3年以上ある場合には 8,500円を加算)	死亡により遺族基礎年金 を受けられる遺族がいる ときは支給不可  寡婦年金の受給資格もあ るときは, いずれかを選 択

※年金制度の「子」とは、18歳になる年度末までの子、もしくは20歳未満で1級・2級の障害のある子のことをいいます。

## ② 年金生活者支援給付金

所得額が一定の基準以下の年金受給者に対して、生活支援を目的として支払われる給付金です。年金生活者支援給付金の給付基準額は、物価の変動に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっています。

給付金の種類	基準額 (月額)
老齢年金生活者支援給付金	5,140円 (※1)
障害年金生活者支援給付金	1級 6,425円 2級 5,140円
遺族年金生活者支援給付金	5,140円 (※2)

(※1) 実際の金額は、保険料納付済期間や保険料免除期間等に応じて算出されます。

(※2) 2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合、この基準額を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。

## (4) 障害年金の受給制限

障害基礎年金の所得による支給停止限度額

(令和5年4月1日現在)

区分		扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人
			円	円	円	円	円
障害	本人 所得額	(全額停止)	4,721,000	5,101,000	5,481,000	5,861,000	6,241,000
		(一部停止)	3,704,000	4,084,000	4,464,000	4,844,000	5,224,000

※扶養親族1人につき380,000円が加算されます。

対象となる扶養親族が、老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは1人につき480,000円が加算され、特定扶養親族であるときは1人につき630,000円が加算されます。

(5) 国民年金被保険者

①国民年金被保険者の推移

年度 区分	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
被保険者数(人)	30,258	28,529	28,107	27,223	26,110
月額保険料(円)	16,490	16,340	16,410	16,540	16,590

②保険料免除者の推移

年度 区分	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
法定免除(人)	1,082	1,095	1,164	1,171	1,195
申請免除(人)	5,345	5,340	5,427	5,459	5,167
計	6,427	6,435	6,591	6,630	6,362

**【令和5年4月分から(令和5年度)の年金額改定について】**

令和5年度の年金額は、新規裁定者は名目手取り賃金変動率※1(2.8%)を、既裁定者は、物価変動率(2.5%)を用いて改定します。

また、令和5年度のマクロ経済スライド※2による調整(▲0.3%)と、令和3年度・令和4年度のマクロ経済スライドの未調整分※3による調整(▲0.3%)が行われます。

よって、令和5年度の年金額の改定率は、新規裁定者は2.2%、既裁定者は1.9%となります。

(参考)

※1「名目手取り賃金変動率」とは

2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と可処分所得割合変化率(0.0%)を乗じたものです。

※2「マクロ経済スライド」とは

公的年金被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。この仕組みは、平成16年の年金制度改正において導入されたもので、マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

※3「マクロ経済スライドの未調整分」とは

マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持したうえで、調整しきれずに翌年度以降に繰り越された未調整分を指します。この仕組みは、平成28年の年金制度改正により導入されたもので、現在の高齢世代に配慮しつつ、マクロ経済スライドによる調整を将来世代に先送りせず、できる限り早期に調整することにより、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。